

## 平成23年度山形県の大気環境等の状況（概要）

山形県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき実施している大気環境、水環境、自動車騒音及び環境中のダイオキシン類の常時監視の状況について、毎年公表しておりますが、平成23年度の山形県の大気環境等の状況は、次のとおりでしたので、お知らせします。

### 1 大気環境の状況

- (1) 大気環境測定結果（一般局15局、自動車排出ガス測定局1局で測定）
  - ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び有害大気汚染物質の各項目は、すべて環境基準を達成
  - ・ 光化学オキシダント\*<sup>1</sup>は、全地点で環境基準を超過したが、注意報発令基準未満  
⇒ 光化学オキシダントの注意報発令に備え、関係機関との通報訓練を実施する。
- (2) 酸性雨測定結果（山形市及び酒田市の2地点で測定）
  - ・ 山形市がpH 4.88、酒田市がpH 4.66（酸性雨とはpH 5.6以下の雨水）

### 2 水環境の状況

- (1) 公共用水域水質測定結果（河川、湖沼及び海域の106地点で測定）
  - ・ 健康項目（カドミウム等の26項目）は、すべて環境基準を達成
  - ・ 農薬物質（EPN等の8項目）は、すべて国が定める指針値以内
  - ・ 生活環境項目（BOD又はCOD\*<sup>2</sup>）は、すべて環境基準を達成⇒ 今後も、工場排水の監視・指導や下水道等の生活排水処理施設の整備など汚濁源対策を推進するとともに、水質の監視を継続していく。
- (2) 地下水水質測定結果（概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を合わせて109地点で測定）
  - ・ 概況調査では、すべての地点が環境基準以下で、新たな汚染箇所なし
  - ・ 汚染井戸周辺地区調査では、12地点（米沢市）で砒素が環境基準を超過
  - ・ 継続監視調査では、23地点で有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等が環境基準を超過⇒ 汚染が確認された地下水は、引き続き飲用しないよう指導する。また、汚染井戸周辺地区調査で見つかった新たな汚染井戸については、継続監視調査を実施していく。

### 3 自動車騒音の状況

- 自動車騒音調査結果（国道・県道沿線の住居等9,103戸を対象に調査）
- ・ すべて昼夜とも環境基準を達成（平成22年度全国91.3%）

#### 4 環境中のダイオキシン類の状況等

- (1) 環境中のダイオキシン類測定結果（大気、水質及び土壌等を58地点で測定）
    - ・ すべての地点で環境基準以下
  - (2) 廃棄物焼却施設等のダイオキシン類自主測定結果
    - ・ 稼動中の126施設のうち124施設から報告があり、2施設が未測定、未報告
    - ・ 1施設でばいじんが未測定、未報告
    - ・ 2施設で排出基準を超過したため、使用を停止させ、改善指導済み。
- ⇒ 自主測定及び報告の徹底を指導する。

#### 【用語説明】

##### ※1 光化学オキシダント

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線を受けて光化学反応し、二次的に生成された大気汚染物質で、いわゆる光化学スモッグの原因とされている。

日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすい。

##### ※2 BOD、COD

BOD（生物学的酸素要求量）は河川、COD（化学的酸素要求量）は湖沼及び海域の一般的なよごれを示す指標で、数値が大きいほどよごれている。